令和８年 10 月
定 例 記 者 会 見

と　き　　令和８年 10 月 23 日（金）
　　午前 10 時 00 分から
ところ　　市役所 201、202、203 会議室

会見次第

１　市長あいさつ

２　10 月定例議会提出案件について

３　質疑

４　その他

犬　山　市

目　次

１　とぴっくす　‥‥‥

1　とぴっくす

デマンド型(予約制)公共ライドシェアを開始します

12月３日（木）から、毎週木・金曜日に交通空白地となる楽田地区の一部（つつじヶ丘団地・倉曽団地）でデマンド型公共ライドシェア（日中運行）を開始します。

■事業内容

- 現在、わん丸君バスは毎週月～金曜日につつじヶ丘団地、倉曽団地の運行をしていますが、利用状況を踏まえた運行内容を見直すため毎週木曜日・金曜日を運休します。
- 代替えとして、現在運行している公共ライドシェアの仕組みを活かしデマンド型公共ライドシェア（乗車開始時間／９:00～15:30）の運行を開始します。
- 市が主体として 10 人乗りのハイエース 1 台を用意し、協力事業者である名鉄西部交通（株）が普通自動車第一種免許を有する運転手を雇用し、運行・車両管理を行います。

■スケジュール（予定）

令和８年	11 月	・つつじヶ丘団地説明会 ・倉曽団地説明会
	12 月	・公共ライドシェア運行開始(３日)

■特記

- 公共ライドシェア利用には原則として事前登録が必要です。利用日時の１週間から２時間前までに電話予約し、運賃は 1 乗車 100 円（未就学児・障害者手帳等所持者は無料）です。（わん丸君バスの運賃は１日 200 円）
- 運行期間は令和８年12月３日から令和９年11月30日まで、その後の継続は利用状況等により判断します。
- 支払方法は二次元コード決済又は乗車券の事前購入です。
- 乗車券の販売は防災交通課及び楽田出張所で行います。

２　１０月定例議会日程（案）

議会期間　２３日間　（１０月２７日(火)～１１月１８日(水)）

日　次	月　日	曜日	開議時刻	摘　　要
第　１　日	１０．　２７	火	午前１０時	○再　　開　　○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定　○諸般の報告 ○議案上程説明 ○請願の委員会付託　○陳情の委員会送付
第　２　日	２８	水		○精　　読
第　３　日	２９	木		○精　　読
第　４　日	３０	金		○精　　読
第　５　日	３１	(土)		○休　　会
第　６　日	１１．　１	(日)		○休　　会
第　７　日	２	月	午前１０時	○一般質問
第　８　日	３	(火)		○休　　会
第　９　日	４	水	午前１０時	○一般質問
第　１０　日	５	木	午前１０時	○一般質問
第　１１　日	６	金	午前１０時	○一般質問
第　１２　日	７	(土)		○休　　会
第　１３　日	８	(日)		○休　　会
第　１４　日	９	月	午前１０時	○議案質疑
第　１５　日	１０	火	午前１０時	○議案質疑　　○委員会付託
第　１６　日	１１	水		○全員協議会
第　１７　日	１２	木		○部門委員会
第　１８　日	１３	金		○部門委員会
第　１９　日	１４	(土)		○休　　会
第　２０　日	１５	(日)		○休　　会
第　２１　日	１６	月		○部門委員会
第　２２　月	１７	火		○休　　会
第　２３　日	１８	水	午前１０時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討　　論　　○採　　決

３　提出案件数一覧

提出案件数一覧表

区　分	件　数
１　条　　例	７ （一部改正７）
２　補正予算	７ （一般会計１、特別会計４、企業会計２）
計	１４

令和８年１０月定例議会　提出議案一覧表

令和８年１０月２７日

第101号議案　犬山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

第102号議案　犬山市財政状況の公表に関する条例の一部改正について

第103号議案　犬山市相馬育英事業基金の設置及び管理に関する条例及び犬山市岡部育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第104号議案　犬山市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

第105号議案　犬山市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

第106号議案　犬山市下水道条例の一部改正について

第107号議案　犬山市火災予防条例の一部改正について

第108号議案　令和８年度犬山市一般会計補正予算（第７号）

第109号議案　令和８年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

第110号議案　令和８年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第４号）

第111号議案　令和８年度犬山市木曽川うかい事業費特別会計補正予算（第３号）

第112号議案　令和８年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第３号）

第113号議案　令和８年度犬山市水道事業会計補正予算（第４号）

第114号議案　令和８年度犬山市下水道事業会計補正予算（第３号）

4　条例案件等

市民部　地域協働課

《一部改正》

○　犬山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
（第１０１号議案）

【趣旨】

国の省令（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※　地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）

【内容】

引用する条文に条ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。

【施行日】

公布の日

経営部　経営改善課

《一部改正》

○　犬山市財政状況の公表に関する条例の一部改正について（第１０２号議案）

【趣旨】

国の法律（※）に基づき実施している財政状況の公表について、同法の改正に合わせその回数を変更するため条例の一部を改正するもの。

※　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

【内容】

財政状況の公表の時期及び内容に係る規定を次のとおり変更する。

変更前　毎年６月及び１２月

＜６月公表＞

財政の動向、市長の財政方針、
前年１０月１日から３月３１日までの
↓　①収入及び支出の概況、②住民の負担の状況、
③公営事業の経理の概況、④財産、公債及び一時借入金の現在高

＜１２月公表＞

前年度の決算の状況、４月１日から９月３０日までの①～④

変更後　毎年１２月

＜１２月公表＞

財政の動向、市長の財政方針、前年度の決算の状況
前年１０月１日から９月３０日までの①～④

※　財政状況の公表は、市役所本庁舎及び出張所前の各掲示板での告示、市ホームページへの掲載、担当課窓口での閲覧により行っている。

予算及び決算に関する情報については、この公表以外でも別途市ホームページや広報で公表している。

【経緯・理由】

各地方公共団体が財政状況の公表以外にも様々な財政関係の情報を公開している現状を考慮し、職員の事務負担軽減の観点から、地方自治法の規定により条例で定めるとされる公表が「毎年２回以上」から「毎会計年度少なくとも１回以上」に緩和される（令和９年４月１日施行）。

犬山市においてもこの公表以外に予算や決算に関する財政状況を公表していることから、地方自治法の改正に合わせ改正するもの。

（次ページにつづく）

【施行日】
　令和９年４月１日

教育部　学校教育課

《一部改正》

○　犬山市相馬育英事業基金の設置及び管理に関する条例及び犬山市岡部育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について（第１０３号議案）

【趣旨】

育英事業に係る理事会を廃止するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

犬山市相馬育英事業基金及び犬山市岡部育英事業基金を財源とした育英事業による奨学金の支給対象者（以下「奨学生」という。）の審査機関である犬山市相馬育英事業理事会及び犬山市岡部育英事業理事会を廃止する。

《育英事業基金》

犬山市相馬育英事業基金：犬山専正寺町出身で明治製菓の創始者でもある相馬半治氏からの犬山の教育振興を目的とした寄附により設置

犬山市岡部育英事業基金：第２代犬山市長である岡部益衛氏からの教育振興を目的とした寄附により設置

【経緯・理由】

これまで、育英事業による奨学生の決定は、犬山市立中学校の校長から推薦された在学中の中学生について、市長の附属機関である育英事業理事会の理事を委嘱し、年１回育英事業理事会を開催して審査を行ってきた。

理事会設置に伴う理事の選任、開催準備等の事務負担の軽減を図るため、令和７年度の理事会において、審査機関を教育委員会へ移管することを提案したところ、理事からの承認を得たため、理事会を廃止し、関連規則の整備を併せて行う。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○　犬山市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について（第１０４号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正等に伴い、条例の一部を改正するもの。

※　地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）

【内容】

①業務状況説明書類の提出回数の変更

地方公営企業（水道事業）の業務の状況を説明する書類の市長への提出について、当該書類の提出期日及び内容に係る規定を次のとおり変更する。

変更前　毎事業年度１１月３０日まで（上半期分に前年度決算状況等を併せて記載）

↓　毎事業年度５月３１日まで（下半期分に当該年度予算概要及び事業の経営方針等を併せて記載）

変更後　毎事業年度１１月３０日まで（前年度決算状況、当該年度予算概要及び事業の経営方針等を併せて記載）

※　年間の決算値に加えて、これまで同様に半期ごとの数値も併せて報告し、報告内容をこれまでと変えないことで、市民の知る権利に配慮する。

②給水人口等の変更

国の認可事業である犬山市上水道事業において、令和６年８月の浄水場設備設置（活性炭処理）の届出書に記載した給水人口及び１日最大給水量との整合を図るため、条例に記載された数値を次のとおり変更する。

	変更前	変更後
給水人口	７９，３００人	７０，７６０人
１日最大給水量	３６，２００㎥	３２，１５３㎥

※　自己水源を含む各水道施設からの配水計画はこれまでと変わらず、市民及び水道事業の経営への影響はない。

（次ページにつづく）

【経緯・理由】

①地方自治法が改正され、市の財政状況の公表が「毎年２回以上」から「毎会計年度少なくとも１回以上」となることに合わせて地方公営企業法が改正され、公表に先立って行われる地方公営企業から市長部局への業務状況の報告も「毎事業年度少なくとも２回以上」から「毎事業年度少なくとも１回以上」に緩和されることによるもの（令和９年４月１日施行）。

②水道事業の規模を示すものとして、事業認可の数値を条例に記載している。改正前の数値は平成１６年３月の認可値であり、それ以降認可変更をする機会はなかったが、活性炭処理装置設置に伴い、令和６年８月に提出した「変更認可を要しない軽微な変更の届出」に記載した給水人口等と条例上の数値との整合を図るもの。

【施行日】

①令和９年４月１日

②公布の日

《一部改正》

○　犬山市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について（第１０５号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正等に伴い、条例の一部を改正するもの。

※　地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）

【内容】

①業務状況説明書類の作成回数の変更

地方公営企業（下水道事業）の業務の状況を説明する書類の作成について、当該書類の作成の時期及び内容に係る規定を次のとおり変更する。

変更前　毎事業年度１１月３０日まで（上半期分に前年度決算状況等を併せて記載）

↓　毎事業年度５月３１日まで（下半期分に当該年度予算概要及び事業の経営方針等を併せて記載）

変更後　毎事業年度１１月３０日まで（前年度決算状況、当該年度予算概要及び事業の経営方針等を併せて記載）

※　年間の決算値に加えて、これまで同様に半期ごとの数値も併せて作成し、作成内容をこれまでと変えないことで、市民の知る権利に配慮する。

②処理区域面積等の変更

令和７年度に実施した犬山市下水道事業全体計画の変更に伴い、条例に記載された処理区域面積、処理人口及び１日最大汚水量を変更後の計画値のとおり変更する。

	処理区域面積	処理人口	１日最大汚水量
五条川左岸処理区	１，２８７ha ↓ **９９０．６ha**	５１，１７０人 ↓ **３４，４００人**	３１，４４６㎥ ↓ **２１，５６８㎥**
五条川右岸処理区	２５８ha （変更なし）	１２，４５０人 ↓ **９，５００人**	７，９１１㎥ ↓ **４，１３１㎥**

（次ページにつづく）

※　処理区域面積の変更について、面積を縮小した箇所は現在の供用区域以外の区域のため、下水道使用者及び下水道事業の経営への影響はない。

【経緯・理由】

①水道事業の設置等に関する条例の一部改正の【経緯・理由】①（１２ページ）と同様。

②犬山市下水道事業全体計画における各数値と条例上の数値との整合を図るもの。

【施行日】

①令和９年４月１日

②公布の日

都市整備部　下水道課

《一部改正》

○　犬山市下水道条例の一部改正について（第１０６号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※　下水道法（昭和３３年法律第７９号）

【内容】

引用する条文に号ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。

【施行日】

下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の施行の日

《一部改正》

○　犬山市火災予防条例の一部改正について（第１０７号議案）

【趣旨】

国からの通知（※）に基づき、条例の一部を改正するもの。

※　令和８年７月３日付け消防予第２７８号消防庁次長通知

【内容】

焼肉店等で油脂を含む蒸気を発生させる恐れのある火気器具の周囲で使用する排気ダクト、グリス除去装置等（以下「上引き排気ダクト等」という。）に油脂等が付着しないよう、上引き排気ダクト等の適切な管理を義務付ける規定を新たに設ける。

【経緯・理由】

上引き排気ダクト等に付着した油脂等への引火に起因する火災が、全国各地で発生しており、その対策を行うことが必要とされている。

【効果】

火災予防対策として、条例で上引き排気ダクト等の適切な管理の実施を義務付けることで、火災発生リスクの低減に資する。

【施行日】

令和９年４月１日





※　上引き排気ダクトイメージ写真

５　令和８年度10月補正予算について

○　予算規模

総予算（企業会計を含む）

１０億４，０５６万４千円を増額補正
補正後予算額　→　５３９億２０１万６千円
（補正予算前予算と比較して約１．９３％の増）

一般会計

４億９，８３９万３千円を増額補正
補正後予算額　→　３２９億４，４１４万４千円
（補正予算前予算と比較して約１．５１２％の増）

特別会計

５億４，１０３万４千円を増額補正
補正後予算額　→　１４９億７，８２１万６千円
（補正予算前予算と比較して約３．６１２％の増）

令和８年１０月定例議会　会計別補正予算額一覧表

（単位：千円）

会計名		当初予算額	補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額
一般会計		31,390,978	32,445,751	498,393	32,944,144
特別会計	国民健康保険特別会計	5,736,002	5,898,323	452,732	6,351,055
	犬山城費特別会計	512,849	621,849	0	621,849
	木曽川うかい事業費特別会計	66,852	57,753	238	57,991
	介護保険特別会計	5,761,165	5,815,706	88,064	5,903,770
	後期高齢者医療特別会計	1,981,884	2,043,551		2,043,551
	小計	14,058,752	14,437,182	541,034	14,978,216
企業会計	水道事業会計	1,815,980	1,821,262	△ 154	1,821,108
	下水道事業会計	4,164,232	4,157,257	1,291	4,158,548
	小計	5,980,212	5,978,519	1,137	5,979,656
合計		51,429,942	52,861,452	1,040,564	53,902,016

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

◎一般会計補正予算等に計上した主な事業

ふくし部　障害者支援課

《一般会計》

○　障害福祉サービス等給付事業（障害者自立支援給付）

補正予算要求額　２４９，７５０千円

【補正理由】

障害福祉サービス等給付事業は、国の制度として実施している。障害福祉サービス等給付費を令和８年８月までの実績から年間経費を算定すると、令和８年６月に報酬改定が行われたことやサービスの利用者・利用日数の増加などにより生活介護、就労継続支援Ｂ型給付費、児童発達支援給付費、放課後等デイサービス等が増加しており、当初見込みより不足するため扶助費を補正する。

【内容】

サービス種別	項目	R8 年度 当初見込み	R8 年度 執行見込み	増減
居宅介護	利用量(時間)	16,071	17,122	1,051
重度訪問介護	利用量(時間)	10,751	13,258	2,507
生活介護	利用量(日数)	33,161	34,580	1,419
施設入所支援	利用量(日数)	23,158	24,936	1,778
自立訓練（生活訓練）	利用量(日数)	270	1,266	996
就労移行支援	利用量(日数)	4,932	6,023	1,091
就労継続支援Ａ型	利用量(日数)	15,929	15,046	△ 883
就労継続支援Ｂ型	利用量(日数)	40,445	43,364	2,919
身体障害児補装具	件	85	127	42
身体障害者補装具	件	23	34	11
児童発達支援	利用量(日数)	16,620	18,992	2,372
放課後等デイサービス	利用量(日数)	40,289	44,996	4,707

実績ベースで積算

【その他】

障害児のサービスに関しては、発達障害への理解が広がり、早期の診断等によりサービスを受けられるようになってきていることが増加要因の一つと考えられる。

（次ページにつづく）

【概略スケジュール】

愛知県国民健康保険団体連合会からの請求により、サービス費用の公費負担分を支払う。

【要求額の積算内容】

＜歳出＞３款１項２目　　19節 扶助費　　単位（千円）

サービス種別	R8年度 当初予算	R8年度 執行見込み	増減
居宅介護	94,200	110,700	16,500
重度訪問介護	47,600	54,200	6,600
生活介護	375,300	400,300	25,000
施設入所支援	100,200	111,200	11,000
自立訓練（生活訓練）	3,100	11,800	8,700
就労移行支援	56,600	75,300	18,700
就労継続支援A型	141,700	147,300	5,600
就労継続支援B型	325,500	350,800	25,300
身体障害者補装具	10,000	17,210	7,210
身体障害児補装具	5,800	10,840	5,040
児童発達支援	259,000	293,600	34,600
放課後等デイサービス	439,300	524,800	85,500
合計	1,858,300	2,108,050	249,750

＜歳入＞　　187,312千円

○障害者自立支援給付費負担金　　97,237千円　　単位（千円）

	対象事業費	負担割合	負担額
１５款１項１目１節 国庫負担金（1/2）	129,650	1/2	64,825
１６款１項１目１節 県費負担金（1/4）	129,650	1/4	32,412

○障害児入所給付費等負担金　　90,075千円　　単位（千円）

	対象事業費	負担割合	負担額
１５款１項１目２節 国庫負担金（1/2）	120,100	1/2	60,050
１６款１項１目２節 県費負担金（1/4）	120,100	1/4	30,025

《一般会計》

○　福祉医療助成事業（障害者医療、子ども医療、精神障害者医療、後期高齢者福祉医療）

補正予算要求額　４７，０８７千円

【補正理由】

福祉医療制度は、経済的な負担を軽くし安心して必要な医療を受けられるようにすることで健康の保持や福祉の向上を図ることを目的に、子どもや障がいのある方などの医療費の自己負担分を助成する制度である。

令和８年度の福祉医療扶助費の決算見込額を計算した結果、決算見込額が当初予算額を上回ることから補正する。

決算見込額が当初予算額を上回る原因は、障害者医療、後期高齢者福祉医療が受診件数、受診１件当たりの支給金額ともに増加、精神障害者医療が受診件数の増加、子ども医療が受給者数の減少により受診件数は減少しているものの受診１件当たりの支給金額が増加していることに起因するものである。

なお、福祉医療費は月や年度により支給額にばらつきがあり、年度を通して支給額を見込むことが非常に困難であるため、令和８年４月～７月（２月～５月診療分）の支給額の平均値を用いて決算見込額を算出している。

【内容】

各福祉医療の令和８年４月から７月までの支給実績は、以下のとおり。

・障害者医療　　約５３，６３３千円（前年度比　７．４％増）
・精神障害者医療　　約３３，２９７千円（前年度比　７．５％増）
・後期高齢者福祉医療　　約６１，５８１千円（前年度比１０．４％増）
・子ども医療　　約１３８，３５９千円（前年度比　８．５％減）

子ども医療を除く３つの福祉医療では、前年度比７～１０％増といずれも増加しており、決算見込額が当初予算額を上回る。

子ども医療については前年度比８．５％減だが、令和８年４月～７月の支給額の平均値を用いて計算した決算見込額は前年度比２．２％増となり、決算見込額が当初予算額を上回る。

【効果】

各福祉医療の扶助費の予算不足を解消する。

（次ページにつづく）

【概略スケジュール】

毎月の支払予定

・毎月中旬　愛知県国民健康保険団体連合会、医療機関への支払い

・毎月下旬　福祉医療受給者からの申請による支払い

【要求額の積算内容】

＜歳出＞　４７，０８７千円

３款１項６目　福祉医療助成費　扶助費

障害者医療	１６，１９３千円
子ども医療	１５，５０２千円
精神障害者医療	８，６７８千円
後期高齢者福祉医療	６，７１４千円

＜歳入＞　　７，９３６千円

１６款２項２目　民生費県補助金

障害者医療費県補助金	８，０９７千円
子ども医療費県補助金	△６，４４１千円
精神障害者医療費県補助金	３，５４９千円
後期高齢者福祉医療費県補助金	２，７３１千円

《一般会計》

○　保健事業用備品購入（健康づくり推進、母子健康づくり）

補正予算要求額　７２８千円

【補正理由】

下記の寄附金による備品等購入のための補正予算を計上する。

①明治安田生命保険相互会社が令和２年度より展開している「地元の元気プロジェクト」の一環である「私の地元応援募金」より、従業員からの募金に会社の寄附を上乗せし、地域の住民の健康増進に役立てるため５７８，８９４円の寄附があった。

②今年度還暦を迎える犬山中学校卒業生による丁亥犬山午未会（ていがいいぬやまうまひつじかい）より、出生年と同じ丙午に当たる令和８年生まれの乳幼児に対する事業に役立てるため１５０，０００円の寄附があった。

【内容】

○健康づくり事業に使用する備品及び消耗品の購入

・減塩指導用フードモデル	１セット
・動脈硬化血管イメージモデル	１セット
・体脂肪サンプル	１個
・保健指導用アルミフレームポスター	２枚

○母子保健事業に使用する備品及び消耗品の購入

・離乳食フードモデル	１セット
・乳児用ソフトマット	２枚
・発達・知能検査用キット等	１式

【効果】

健康づくりでの相談や、母子保健での教室事業や発達相談に使用するものであり、市民の健康増進に寄与する。

【概略スケジュール】

令和８年１１月　備品等購入

（次ページにつづく）

【要求額の積算内容】

＜歳出＞　７２８千円

４款１項２目	健康づくり推進費	消耗品費	８７千円
		備品購入費	４４千円
４款１項３目	母子健康づくり推進費	消耗品費	１３５千円
		備品購入費	４６２千円

＜歳入＞　７２８千円

１８款１項４目　保健衛生費寄附金

内訳　明治安田生命保険相互会社　５７８千円

丁亥犬山午未会　１５０千円

《一般会計》

○　こすもす園への寄附による児童用備品購入事業（こすもす園管理）

補正予算要求額　１００千円

【補正理由】

令和８年８月に、犬山市心身障害児通園施設「こすもす園」の子ども達のために役立てて欲しいと１００，０００円の寄附があったことから、寄附者の意向を受けて、園の遊具として「幼児向け運動器具」を購入することとし、補正予算を計上する。

【内容】

平衡感覚を遊びの中で身に付けることができるバランス平均台１式を購入する。

【効果】

寄附者の意向に沿って寄附金を活用することで、こすもす園に通う子どもたちの遊びが充実し、発達支援につながる。

【概略スケジュール】

令和８年１１月　備品購入

【要求額の積算内容】

＜歳出＞

３款２項４目　　備品購入費　　１００千円

＜歳入＞

１８款１項３目　児童福祉費寄附金　１００千円

経済環境部　観光課

《木曽川うかい事業費特別会計》

○　２級船舶免許取得等負担金（一般管理）

補正予算要求額　２３８千円

【補正理由】

今年度７月より任用の鵜匠２名について、鵜舟の操船等に必要な２級船舶免許取得及び玉掛け技能講習受講のための負担金を補正する。

【内容】

・鵜飼を実施するにあたり、鵜舟等の操船に必要な２級船舶免許取得
・鵜舟の陸と河川内への上げ下ろし時のクレーンフック作業に必要な玉掛け技能講習の受講

【効果】

鵜飼を実施するにあたり、鵜匠は準備、片付けの段取りを含め、鵜匠による鵜舟の操船は必須である。来シーズン以降の鵜匠デビュー前に取得することで、デビューに向けてスムーズに移行ができる。

また、木曽川が増水した際には、鵜舟の陸への引き上げ、その後河川が安定した際には、舟下ろしが必要となり、玉掛け技能の資格者を配置する事でスムーズな舟の上げ下げ対応が可能となる。

【概略スケジュール】

鵜飼オフシーズンとなる１１月以降に受講予定。

【要求額の積算内容】

＜歳出＞

１款１項１目	２級船舶免許取得負担金	１７０千円
	玉掛け技能講習会負担金	６８千円

＜歳入＞

１款１項１目	一般会計繰入金	２３８千円

６　令和８年12月末までの主な行催事

名称等	ぬいぐるみおとまり会
実施期間	10月24日　（土）　～　10月25日　（日）
場所	図書館２階ボランティアルーム
担当所属	文化推進課（市立図書館）
主催	犬山市教育委員会
名称等	犬山市民総合大学公開講座
実施期間	10月24日　（土）　時間　13:30　～　15:00
場所	犬山市民文化会館大ホール
担当所属	文化推進課
主催	犬山市教育委員会
名称等	地域のため防災・減災訓練（日本赤十字社実動訓練、福祉避難所開設訓練）
実施期間	10月25日　（日）　時間　9:00　～　14:45
場所	市役所、犬山市民健康館
担当所属	防災交通課、福祉課
主催	犬山市、日本赤十字社愛知県支部
名称等	第72回犬山市民展
実施期間	10月27日　（火）　～　11月3日　（火）　時間　9:00　～　17:00
場所	犬山市南部公民館
担当所属	文化推進課
主催	犬山市教育委員会
名称等	読み聞かせブラッシュアップ編①
実施期間	10月28日　（水）　時間　10:30　～　12:00
場所	図書館２階視聴覚室
担当所属	文化推進課（市立図書館）
主催	犬山市教育委員会
名称等	犬山市総合防災訓練
実施期間	11月8日　（日）　時間　9:00　～　12:00
場所	東小学校
担当所属	防災交通課
主催	犬山市
名称等	子ども俳句教室③冬の回
実施期間	11月8日　（日）　時間　13:30　～　15:00
場所	図書館２階ボランティアルーム
担当所属	文化推進課（市立図書館）
主催	犬山市教育委員会

名称等	国際芸術祭「あいち」地域展開事業　現代美術in犬山「旅の想像力」
実施期間	11月14日　（土）　～　12月6日　（日）　　時間　10:00　～　17:00
場所	犬山市羽黒地区・犬山市役所
担当所属	文化推進課
主催	国際芸術祭「あいち」地域展開事業実行委員会、犬山市
名称等	村中李衣氏講演会
実施期間	11月23日　（月）　　時間　14:00　～　15:30
場所	図書館２階学習室
担当所属	文化推進課（市立図書館）
主催	犬山市教育委員会
名称等	公共ライドシェア(日中運行)出発式
実施期間	11月30日　（月）　　時間　11:00　～　11:30
場所	楽田ふれあいセンター駐車場
担当所属	防災交通課
主催	犬山市
名称等	ひよこちゃん、ちょっと早めのクリスマスおはなし会
実施期間	12月2日　（水）　　時間　11:00　～　11:45
場所	図書館２階学習室
担当所属	文化推進課（市立図書館）
主催	犬山市教育委員会
名称等	ニワ里カレッジ　講演会「濃尾平野における4世紀末から5世紀前半の古墳築造動向－青塚古墳を考えるために－」
実施期間	12月6日　（日）　　時間　10:00　～　11:30
場所	青塚古墳ガイダンス施設
担当所属	歴史まちづくり課
主催	NPO法人古代邇波の里・文化遺産ネットワーク
名称等	犬山城講演会-地図から考える犬山城と城下町-
実施期間	12月6日　（日）　　時間　14:00　～　15:30
場所	市民交流センターフロイデ4階 フロイデホール
担当所属	歴史まちづくり課
主催	犬山市教育委員会
名称等	ユーカリで作るクリスマスリース＆スワッグ
実施期間	12月6日　（日）　　時間　14:00　～　15:30
場所	図書館２階ボランティアルーム
担当所属	文化推進課（市立図書館）
主催	犬山市教育委員会

名称等	宮沢和史『あなたの町で歌います♪プロジェクト』
実施期間	12月13日　（日）　　時間　16:00　～　18:00
場所	犬山市南部公民館小ホール
担当所属	文化推進課
主催	犬山市教育委員会
名称等	読み聞かせブラッシュアップ編②
実施期間	12月16日　（水）　　時間　10:30　～　12:00
場所	図書館２階視聴覚室
担当所属	文化推進課（市立図書館）
主催	犬山市教育委員会
名称等	スマホ活用講座「ネット詐欺対策と犬山市公式LINE活用講座」
実施期間	12月17日　（木）　　時間　13:30　～　15:00
場所	図書館２階視聴覚室
担当所属	文化推進課（市立図書館）
主催	犬山市教育委員会
名称等	犬山春待ちめぐり
実施期間	12月20日　（日）　～　2月28日　（日）
場所	犬山市内参加店舗
担当所属	観光課
主催	犬山観光プロモーション協議会
名称等	五色百人一首かるた会
実施期間	12月20日　（日）　　時間　14:00　～　15:30
場所	図書館２階ボランティアルーム
担当所属	文化推進課（市立図書館）
主催	犬山市教育委員会
名称等	子ども司書クラブ「第７回読書会」
実施期間	12月24日　（木）　　時間　10:30　～　12:00
場所	図書館２階ボランティアルーム
担当所属	文化推進課（市立図書館）
主催	犬山市教育委員会
名称等	司書によるクリスマスおはなし会
実施期間	12月25日　（金）　　時間　11:00　～　11:40
場所	おはなしの部屋
担当所属	文化推進課（市立図書館）
主催	犬山市教育委員会
名称等	古墳形のしめ縄作り
実施期間	12月27日　（日）　　時間　10:00　～　11:30
場所	青塚古墳ガイダンス施設
担当所属	歴史まちづくり課
主催	NPO法人古代邇波の里・文化遺産ネットワーク、青塚古墳を見守る会